

事前質問一覧表

<基本方針1 効率的・効果的な行政サービスの提供>

整理番号	取組項目	事前質問	回答
5	マイナンバーカードの発行促進	<p>H29スタート時点でのマイナンバーカード申請件数は累計17613件（申請率11.4%）、H29のマイナンバーカード申請率目標が累計15%（前年比3.8%↑）で、H29の申請件数目標は累計23099件（前年比5486件↑）と設定されている。申請件数目標5486件中、窓口他申請目標を3851件、コンビニ交付件数目標を2000件としている。</p> <p>H29上半期の申請件数実績は1595件で、目標達成率は1595/5851=27%と低迷している。</p> <p>1595件の内訳を見ると、窓口他申請が624件（目標比16.2%）、コンビニ交付が971件（目標比48.6%）で窓口他申請件数の低迷が見られる。窓口他申請件数をどのように増やすかが課題でその具体策が必要となる。</p> <p>評価シートの課題・今後の方向性には「数値目標の達成に向けて更なる周知・広報を行っていく必要がある」と抽象論で終わっている。窓口他申請件数を増加に向けた方策をどのように考えているのか。</p> <p>また、数値目標であるマイナンバーカード申請率、コンビニ交付利用件数の目標値達成のための、新しい施策を考えているか。</p>	<p>数値目標のうち、①マイナンバーカード申請率については、マイナンバーカードを作成するために申し込んだ方の割合でございまして、数値目標②コンビニ交付利用件数は、この中に含まれておりません。従いまして、資料にある、マイナンバーカード申請件数の中には、コンビニ交付利用件数は含まれておりません。</p> <p>マイナンバーカードの申請件数が低迷していることは、大きな課題であり、マイナンバーカードが普及しなければ、コンビニ交付利用件数の増加にもつながりません。</p> <p>マイナンバーカード申請率向上のための取組でございしますが、従前はマイナンバーカードの申請の際は、あらかじめ撮影した写真をご用意いただく必要がありましたが、タブレット端末が国から貸与され、このタブレット端末により、写真の撮影からインターネットによる申請までの一連の手続きを市民の方が自ら行うことが可能となりました。</p> <p>当該タブレット端末を活用したマイナンバーカードの申請について、利用場所の確保やマニュアルの整備、職員の支援体制などの準備を進め、平成30年度に市民への周知をしていきたいと考えています。</p>
7	日曜開庁の見直し	<p>日曜日の市民の来庁のニーズ（来庁の目的）をどのようなものと把握しているか。</p> <p>また、今後の総合支所の在り方との関係で、日曜開庁を考えているか。</p>	<p>日曜開庁につきましては、仕事などの都合により、平日に市役所窓口へ来庁することができない市民の皆様の利便性を考慮し、市民サービスの向上を目的として実施しているものでございます。</p> <p>また、各総合支所での日曜開庁の実施につきましては、取扱件数や総合支所の在り方を考慮しながら、見直しを検討していく必要があるものと考えております。</p>
8	栗橋駅構内市民サービスコーナーの廃止	<p>今後の廃止に向けた段取りはどのようになっているか。</p>	<p>【廃止時期】 平成30年3月末日 ※実際の窓口業務終了は平成30年3月30日（金）</p> <p>【加須市との協議】 平成29年12月1日に「栗橋駅構内市民サービスコーナーの廃止に関する覚書」を加須市と締結</p> <p>【廃止に関する周知】 平成29年12月25日に久喜市ホームページへ情報を掲載 平成30年1月1日号「広報くき」に情報を掲載 栗橋駅構内市民サービスコーナー、本庁・支所市民課、公民館等へポスターを掲示、チラシを配布・配架</p> <p>【特記事項】 栗橋駅構内市民サービスコーナーの利用者に対しては、コンビニ交付を利用することによって現状よりも充実したサービスが受けられることを直接ご案内するとともに、マイナンバーカードの申請方法やコンビニ交付の利用方法等について説明を行っております。また、市民課（総合窓口）および各総合支所市民課の窓口においても廃止に関する案内、周知を行っております。</p>

<基本方針2 効率的・効果的な行政運営>

整理番号	取組項目	事前質問	回答
19	職員提案制度の推進	目標達成のためには、更なる対策が必要だと考えるが、何か新しい施策を考えているか。	平成29年度年次計画にもありますように、事務改善の推進期間終了後の2月に、事務改善の取組の中の気づきを職員提案につなげるため、新たに職員提案の強化月間を設定することを検討しております。強化月間の設定により、職員への更なる意識付けを行い、職員提案制度の活性化を図りたいと考えております。
23	女性職員の管理職登用の推進	計画を上回る成果が出ているが、どこがよかったのか。また、28年度、29年度の具体的な登用実績数を教えてほしい。	女性職員の管理職登用に当たっては、積極的な登用を行うとともに、女性職員が管理職を目指す職場環境づくりの醸成に努めています。 このような中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月に成立したことを受け、市では「久喜市職員子育て応援プラン（久喜市特定事業主行動計画）」を、「久喜市子育て応援・女性職員活躍推進プラン（同計画）」に改定し、管理職における女性職員の割合に係る目標を新たに定めたところです。 目標達成への取組みとして、女性管理職を講師とした「女性職員キャリアアップ研修」の実施や、外部の研修機関で実施している、女性職員のキャリアデザイン等に関する研修へ派遣するなど行っており、これらの取組が一定の成果に繋がっているものと考えます。 具体的な女性職員の管理職登用実績数につきましては、平成28年度は全管理職（課長補佐級以上の職員）214人中、女性管理職39人、平成29年度は全管理職215人中、女性管理職44人となっております。
24	時間外勤務の削減	①H29.4-9の時間外勤務合計が62941時間と年間目標111230時間の56.6%と進捗率は6.6%オーバーとなっている。このままの進捗では年間で7341時間オーバーの見込みとなる。年度後期は年度末を含め時間外勤務が膨れる傾向にある中で、前期以上の削減努力を求められる。どのように目標を必達しようとしているのか具体的な取組みを知りたい。 又、職場単位で設定削減目標を設定してそれぞれの業務特性に応じた取組みをしているのかを知りたい。 ②時間外勤務の削減の成果を出すためには、仕事のスクラップ化が必要と考えるが、いかがか。	①本市では、今年度の時間外勤務の削減に向けた通年の取組みとして、ノー残業デーの実施や労務管理報告制度の実施を行うとともに、上半期ではゆう活を実施するなど各種取組みを実施したところです。 下半期においても引き続き通年の取組みを継続し、11月には県内の官民を挙げての取組みである県内一斉ノー残業デーを実施するとともに、11月中に1日以上有給休暇を取得するよう職員に通知したところです。 また、10月中旬からは午後10時以降の時間外勤務削減に向けて、所属長の適切な労務管理を促すために、深夜時間帯に係る時間外勤務の報告制度を設け、運用を開始したところです。 なお、時間外勤務については、各所属長による適切な労務管理の下、所属長の事前命令に基づくものがありますので、毎月、各所属長に対し、各所属所ごとの時間数及び予算の執行状況を周知しているところです。また、職場単位の削減目標として前年度同期を下回るよう各所属長に要請しているところです。 ②本市の時間外勤務の要因としては、制度改正や新規事業など想定以上の業務量が発生していることも挙げられ、増大する業務量を限られた人材で遂行するためには業務のスリム化も必要なことと考えております。 そのような中、本市では、昨年度に引き続き今年度も、時間外勤務の削減等を図るため、ノー残業デーの徹底等に取り組む「ゆう活」を7月から8月にかけて実施しました。ゆう活の実施項目の中には、会議資料は必要最小限とするとともに資料の簡素化に努めることとしたところです。 また、9月の各所属長あての通知において、「職員は、仕事の段取りを常に意識し、計画的・効率的に業務を行う」と周知しており、今後も引き続き職員に対し業務の効率化を促進してまいりたいと考えています。

<基本方針3 健全な財政運営>

整理番号	取組項目	事前質問	回答
41	重点取組債権の適正な管理	<p>「生活保護法第63条返還金」「生活保護法第78条徴収金」の収入未済額を合わせると、H28で1億1058万円と多額となっている。法律に違反し不正に入手したものを回収する訳だが、回収が困難なケースが多いと推定される。</p> <p>何故不正が見抜けなかったのか、又、不正を防ぐ対策はどのようなものを講じているのか、再発防止策について知りたい。</p>	<p>生活保護事務における債権につきましては、非強制徴収公債権の「生活保護法第78条徴収金」及び「生活保護法第63条返還金」並びに、強制徴収公債権の「生活保護法第78条徴収金（平成26年7月1日以降）」がございます。</p> <p>このうち、いわゆる不正受給と言われるものは、生活保護法第78条徴収金でございます。生活保護法第63条返還金につきましては、急迫な場合等で資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合に返還を求めているものでございます。</p> <p>今回のご質問にあります、不実の申請やその他不正な手段により保護を受け取ったものである「生活保護法第78条徴収金」は平成28年度末で約7,686万5千円でございます。この内訳といたしましては、年金等の給付の未申告、就労収入の無申告及び過少申告によるものが主な理由となっております。いずれも、被保護者が申告義務を怠っており、課税調査や家庭訪問等によってケースワーカーが発見したものでございます。日頃から、世帯状況の把握や収入等の届出の義務については、被保護者に対して文書及び口頭で説明しているところではございますが、一部の被保護者にご理解いただけていないことが原因であるものと考えます。</p> <p>今後の対策といたしましては、引き続き、被保護者宅への定期的な訪問調査活動や関係先調査等を実施し、被保護者に収入申告を行う義務を改めて説明するとともに、全世帯を対象に「収入申告書」及び「資産申告書」を定期的に徴取し、世帯状況を適切に把握することで、不正受給の再発防止に努めてまいりたいと考えております。</p>
44	ふるさと納税の受入れ推進	<p>目標達成のための、今後の取組みを教えてください。</p>	<p>ふるさと納税の受入件数や受入金額の拡大に向けたPR活動につきましては、民間のふるさと納税サイトの活用が効果的であると考えております。</p> <p>このことから、現在市がふるさと納税業務を一括代行しております、株式会社サイネックスに加え、新たな代行事業者の追加導入の検討を行っているところでございます。</p> <p>これにより、PR活動が推進できることから、さらなる寄附拡大に繋がるものと期待しております。</p>